

天栄村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

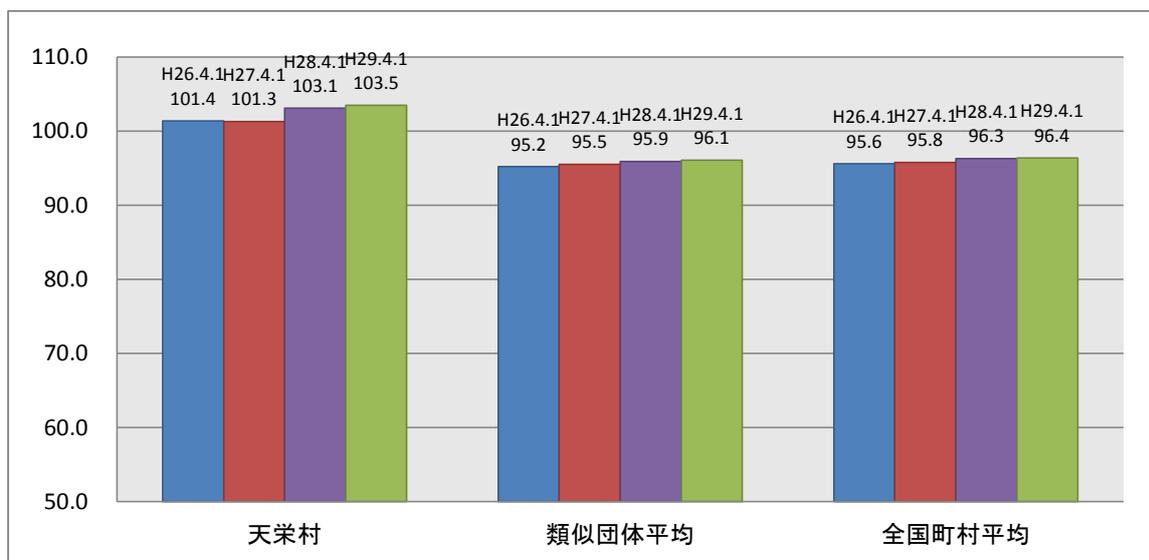
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	5,892 人	5,830,002 千円	152,808 千円	754,188 千円	12.9 %	11.4 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	79 人	289,288 千円	51,866 千円	113,213 千円	454,367 千円	5,751 千円	5,539 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本村では、新課増設による管理職の増加や、団塊の世代の退職を起因とした管理職等昇任年齢の引き下げに伴い、ラスパイレス指数が上昇傾向にある。
5級以上職員については、標準昇給の抑制を実施し、H30.4より高齢層職員について標準昇給の停止を実施した。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職給料表については、県人事委員会勧告に準拠した見直しを行い、平均0.5%引下げ。若年層については平均1.2%引上げ、高齢層については平均1.6%引下げた。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
天栄村	37.6 歳	298,513 円	358,554 円	329,142 円
福島県	42.7 歳	330,000 円	412,596 円	360,947 円
国	43.6 歳	330,531 円	- 円	410,719 円
類似団体	41.5 歳	304,873 円	351,608 円	329,655 円

②技能労務職

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
天栄村	55.4 歳	6 人	298,817 円	330,504 円	312,725 円
うち給食調理員	55.5 歳	4 人	300,100 円	312,100 円	312,379 円
福島県	55.2 歳	238 人	343,900 円	383,401 円	359,806 円
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	- 円	328,360 円
類似団体	49.5 歳	5 人	277,478 円	298,465 円	288,438 円

区分	民 間			参 考 A/B
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
天栄村	-	-	-	-
うち給食調理員	-	-	-	-
福島県	調理士	46.6 歳	236,000 円	1.62
国	-	-	-	-
類似団体	-	-	-	-

(注) ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成26年度～平成28年度の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
天栄村	39.4 歳	292,678 円	330,446 円
福島県	47.8 歳	404,000 円	445,822 円
類似団体	41.1 歳	295,595 円	323,564 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区 分	天 栄 村	福 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,400 円	178,200 円
	高 校 卒	149,400 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	143,500 円	-
	中 学 卒	141,400 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	* 円	* 円	* 円
	高 校 卒	* 円	* 円	* 円
技能労務職	高 校 卒	* 円	* 円	* 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

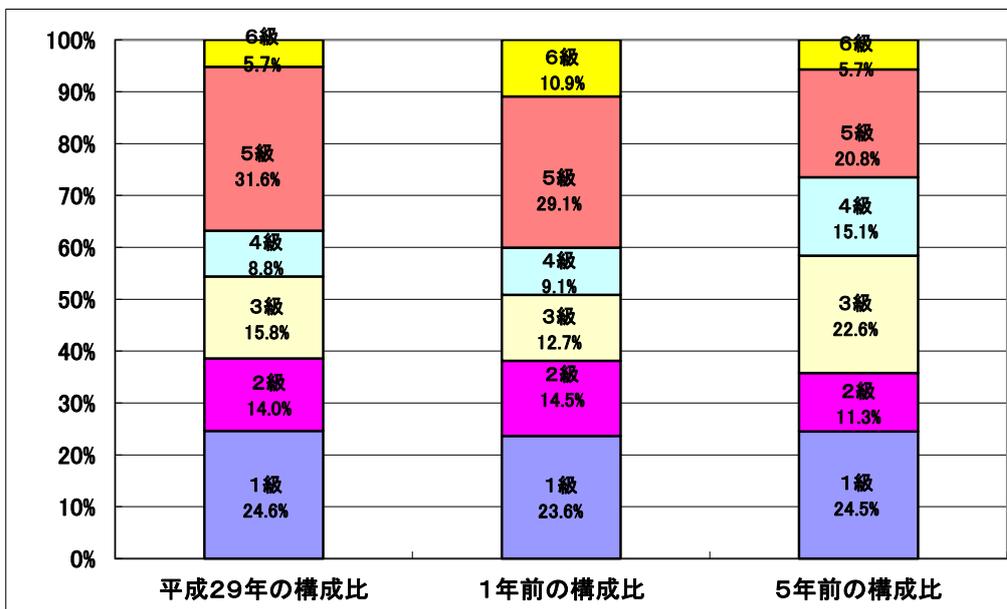
(注) 本村では、該当区分における対象者が0または僅少であるため、個人情報保護の観点から平均値を求めている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	14 人	24.6 %	144,800 円	253,000 円
2 級	副主査	8 人	14.0 %	196,500 円	311,100 円
3 級	主任主査・主査	9 人	15.8 %	233,200 円	358,200 円
4 級	係長	5 人	8.8 %	267,000 円	393,300 円
5 級	課長・副課長	18 人	31.6 %	294,200 円	404,900 円
6 級	参事	3 人	5.2 %	325,800 円	424,100 円

- (注) 1 天栄村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況 (天栄村)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度		平成30年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

天栄村	福島県	国
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,431 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,734 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.40) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.40) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤労手当への人事評価の活用状況（天栄村）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度		平成30年度	

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

天栄村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 22,918千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (29年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	19,889 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	337 千円
支給実績 (27年度決算)	17,162 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	268 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者10,000円 子8,000円 父母等6,500円 配偶者のない職員 子1人まで10,000円 子以外一人まで9,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算5,000円 	同じ	-	9,346 千円	245,934 円
住居手当	(借家等職員) <ul style="list-style-type: none"> 家賃月額が20,500円以下 月額-9,500円を支給 家賃月額20,501円以上 月額-20,500円÷2+11,000円を支給(上限27,000円) 	一部異なる	国においては、月額12,000円を超える家賃を支払っている場合支給	3,571 千円	324,636 円
通勤手当	<交通機関利用者> <ul style="list-style-type: none"> 運賃等相当額が63,000円以下 運賃等相当額を支給 運賃等相当額が63,001円以上 相当額-63,000円÷2+63,000円を支給 <自動車利用者> 2km~80km 2,200円~43,400円 (上限額43,400円) <原動機付交通用具利用者> 2km~80km 2,000円~23,300円	一部異なる	<交通機関利用者> <ul style="list-style-type: none"> 運賃等相当額が55,000円以下 運賃等相当額を支給 運賃等相当額が55,001円以上 一律55,000円を支給 <自動車等利用者> 2km~60km 2,000円~31,600円 (上限額31,600円)	5,865 千円	77,174 円
管理職手当	課長28,100円~29,800円 副課長24,000円	異なる	国においては、官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	8,419 千円	323,825 円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区分	給料		月額		等
	給料	円	月額	円	
給料	村長	654,500	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 345,000 円	
	()	円			
給料	副村長	523,600	円	653,000 円 / 360,000 円	
	()	円			
報酬	議長	290,000	円	365,000 円 / 200,000 円	
	()	円			
	副議長	245,000	円	316,000 円 / 168,000 円	
報酬	()	円			
	議員	235,000	円	301,000 円 / 143,000 円	
	()	円			
期末手当	村長	(28年度支給割合)			
	副村長	3.20	月分		
期末手当	議長	(28年度支給割合)			
	副議長	3.20	月分		
退職手当	村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	退職時の給料月額×在職月数×48/100		15,079,680 円	任期毎に支給
退職手当	村長	退職時の給料月額×在職月数×48/100		7,288,512 円	任期毎に支給
	備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

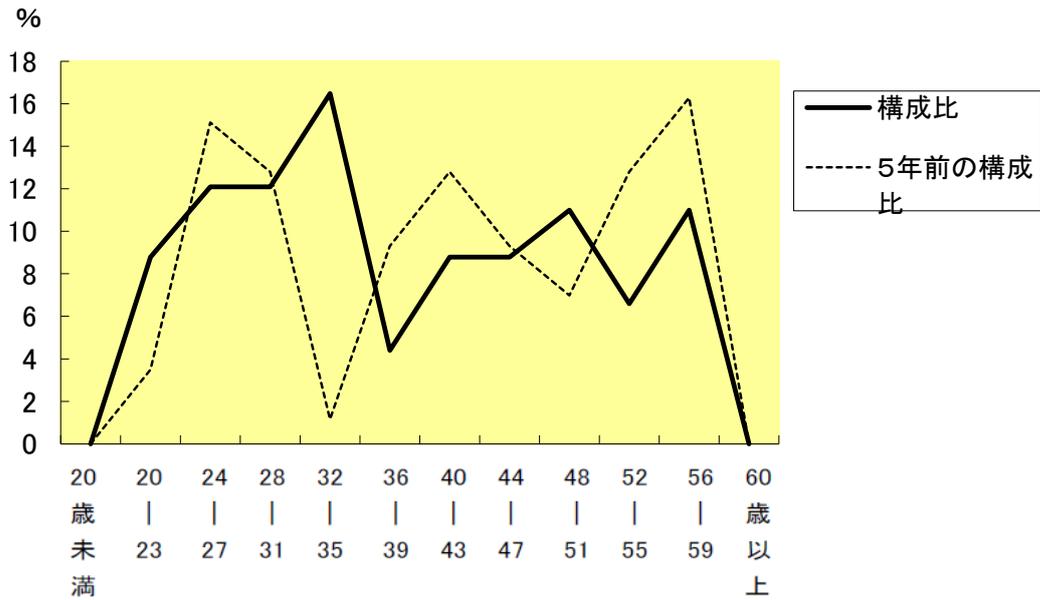
(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成28年	平成29年			
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	21	23	2	総務課付・公益法人派遣
	税務	7	8	1	欠員補充
	農水	7	8	1	勤務条件の改善
	商工	2	2	0	
	土木	5	5	0	
	民生	10	11	1	制度改正・施設整備に係る業務増
	衛生	7	4	△3	事務の統廃合縮小
	計	61	63	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.27 人)
	教育部門	18	21	3	法令基準の充足・勤務条件の改善
消防部門	0	0	0		
小計	79	84	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.56 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 127.74 人)	
公営企業等	病院	1	1	0	
	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	4	4	0	
	小計	7	7	0	
合計	86 [97]	91 [97]	5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 154.44 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	11人	11人	15人	4人	8人	8人	10人	6人	10人	0人	91人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		58	59	59	61	61	63	5 (8.6 %)
教育		19	19	20	19	18	21	2 (10.5 %)
消防		-	-	-	-	-	-	- (- %)
普通会計		77	78	79	80	79	84	7 (9.1 %)
公営企業等会計		9	9	9	8	7	7	△2 (-22.2 %)
総合計		86	87	88	88	86	91	5 (5.8 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。